

第12回恵那南地区中学校再編委員会 平成28年2月26日(金) 岩村振興事務所

◇議題

1. 開会のあいさつ
2. 議事
 - ・答申(案)について

◇概要

第11回の委員会で答申の方針が決まったため、今回は答申の原案について討議を行いました。

各地区とも大筋で内容について合意頂けましたが、今までの委員会で最も議論となった『通学』に関する部分については、更に強調したほうが良い等の意見も出されました。他にも表記方法や記載順等の細部の修正を行うことで委員会を終了しました。



【第12回 全体討議の様子】

第13回恵那南地区中学校再編委員会 平成28年3月14日(月) 岩村振興事務所

◇議題

1. 開会のあいさつ
2. 議事
 - ・答申(案)について

◇概要

第13回は前回意見のあった修正の確認を行い、恵那南地区中学校再編委員会としての答申として、同意されました。

これをもとに、3月25日に委員長より教育委員会へ答申されました。

◇答申 前文

恵那南地区中学校再編委員会(以下、「再編委員会」という)は、恵那南地区中学校あり方検討委員会(以下、「あり方検討委員会」という)の提言を基に、平成27年5月14日に恵那市教育委員会から ①学校統合の時期 ②学校統合の場所 について諮問を受けた。

子どもたちがよりよい環境で学ぶことができる学校は、単に教科等の知識や技術を習得させるだけでなく、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になる。そうした教育を行うためには、一定の規模の生徒集団を確保し、また、教職員の配置については、経験年数、専門性、男女比等のバランスがとれるように配置されることが必要であると考えます。

恵那南地区は、現在の出生数から見ても何も施策を行わなければ子どもの数が減少していくことは確実であり、現段階においても既に子どもたちの学習環境や部活動等に影響が生じ始めている。早急に将来を見据えて適切な対応をとる必要がある。

このようなことを考えると、学校統合は有効な方法であり、統合により恵那南地区を1つの地域として地域とともに魅力ある学校づくりをしていくことが今後の恵那市にとっても有意義なことであると考えます。

このことを踏まえて、答申とする。

■患那南地区中学校再編における答申書（一部抜粋）

◎学校統合の場所について

1校に統合し平等性を考え、山岡地区に新築とする。

統合の場所を決定する上で最も重要視すべきは通学時間である。生徒にかかる負担と学校活動への影響等を考慮して通学時間は1時間以内を目指し、より一層の時間短縮を図ることが可能である場所および各地区から平等な位置であるという各地区の意見から、学校統合の場所を山岡地区とした。

平成27年1月に文部科学省より示された『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』には通学距離はおおむね6km以内、通学時間はおおむね1時間以内を基準として設定されている。

文部科学省の設定した通学距離6km以内の基準をクリアするのは、広域にわたっている患那南地区では極めて難しいと理解している。その中で、現在の生徒の各既存校への通学距離および時間を検証した。

通学距離については、既存校の中で最も平等な位置にある山岡中学校では、全体で28km以内、79%の生徒が10km以内であり、中学生にとって負担のかかる距離では無いものと判断した。

通学時間については、自宅から学校までの通学方法が未確定の中での検証ではあったが、生徒の98%が50分以内で通学が出来るものと判断した。

既存校利用も検討を行い、事業費の比較、立地条件、施設環境等を議論したが、望ましい学校環境、新たな学校づくりという観点から新築校となった。

◎学校統合の時期について

統合に要する期間を考慮し、平成33年度の開校を目指す。

患那南地区の生徒数は減少し、平成30年度には3校が全学年単学級となる。この状況から学校統合を先延ばしすることは、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から望ましいことではなく、新たな魅力ある学校づくりを早期に行う必要がある。しかしながら、統合には多くの不安がある。

この新たな学校づくりに期する効果を地域住民に周知し、統合に対する不安を期待や希望に変えていくことが最も重要であると考え。それには多くの日数が必要であり、統合までには一定の期間を要することを考慮して、目指すべき時期として定めた。

統合の時期が決定次第、地域住民、生徒、保護者に遅滞なく周知を行うものとする。

附帯事項

統合を進める上で、委員会で出された意見を考慮すべき事項として附帯事項に記載する。

- (1) 児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める。
- (2) 学習環境や生活環境が大きく変化することから各学校の生徒同士の交流、教育活動に支障が生じないように教職員、PTA同士の交流を行う。
- (3) 地域の教育力を組織し、生徒の学力向上、スポーツ競技力の強化、伝統芸能の伝承等を図る。
- (4) 地域社会において学校が果たしてきた役割を考慮し、地域学習やふるさと教育を充実させ、活力ある良好なコミュニティを形成し、
「地域とともにある学校づくり」に努める。
- (5) 生徒の通学時間や家庭、行政の負担軽減を図るために、明知鉄道の利用やスクールバスの効率的な運用を行う。
- (6) 統合には教育環境の充実を願うところであり、学習内容や学習形態、部活動に応じた施設整備、バスロータリー、駐車場の確保等も行う。また、明知鉄道の利用から、駅周辺に近い位置とすることも考慮する。
- (7) 安全に通学するための通学路の点検や道路整備、道路に付帯する施設の整備を進める。
- (8) 施設の状況や地域住民の意向などを踏まえた全市的な視点に立ち、学校跡地の有効活用を努める。